

指導料階層区分決定資料の提出及び扶養対象児童の確認について

◆ 指導料階層区分決定資料の提出について

指導料階層区分を決定するため、**B階層又はC階層に該当する世帯は、書類提出対象者全員の「令和8年分源泉徴収票」又は「令和8年分所得税確定申告書第1表及び第2表」**の写しを、ホチキスで止めてご提出ください。

なお、源泉徴収票や確定申告書の控えを提出できない方は、「**令和9年度所得・課税（非課税）証明書（全部事項証明書）**」をご提出ください。

◆ 扶養対象児童の確認について

税制改正により、所得税・個人住民税における年少扶養控除等が廃止になりましたが、指導料については、旧税法どおり年少扶養控除等があったものとして計算しております。

そのため、どなたがお子様を扶養されているか確認する必要がありますので、下欄の該当する箇所に**令和8年12月31日時点における児童の扶養状況**をご記入ください。

扶養者の氏名	0歳～15歳の扶養対象児童名 （平成23年1月2日以降 令和8年12月31日以前 生まれの児童）	16歳～18歳の扶養対象児童名 （平成20年1月2日以降 平成23年1月1日以前 生まれの児童）
氏名（父）		
氏名（母）		
氏名（祖父・祖母）		

※扶養対象児童とは、扶養者と生計を一にする児童で、令和8年中の合計所得金額が62万円以下の児童をいいます。

※扶養関係については、さいたま市で調査を行う場合があります。

※源泉徴収票・確定申告書に記載の扶養対象児童と異なる場合は、扶養状況について電話等により確認する場合があります。

提出日	令和 年 月 日
第1希望クラブ	放課後児童クラブ（在室・決定済・申込中） ※在室・決定済・申込中のいずれかに○をしてください
フリガナ 児童氏名	
生年月日・学年	平成・令和 年 月 日 第 学年